

七 官制其ノ他

厚生省官制

(昭和十三年一月十一日
勅令第七七號)

改正 昭和十七年十二月一日 勅令第七百六十號

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導、勤勞及社會保險ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項
 - 二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項
 - 三 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項
 - 四 厚生省研究所ニ關スル事項
- 第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

人口局

衛生局

生活局

勤勞局
保險局

第四條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企圖ニ關スル事項
 - 二 體力管理ニ關スル事項
 - 三 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
 - 四 母性及乳幼兒ノ保護指導ニ關スル事項
 - 五 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第五條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫事及藥事ニ關スル事項
- 二 衛生資材ニ關スル事項
- 三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ關スル事項
- 四 檢疫及傳染病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五 其ノ他醫務ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健民生活ノ指導ニ關スル事項
 - 二 住宅ニ關スル事項
 - 三 社會福利施設ニ關スル事項
 - 四 救護及治療ニ關スル事項
 - 五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項
- 第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二 職業指導及職業訓練ニ關スル事項
- 三 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 四 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 五 工場及鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事項
- 六 其ノ他勤勞ニ關スル事項

第八條 保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健康保險、國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 二 船員保險及勞働者年金保險ニ關スル事項
- 三 其ノ他社會保險ニ關スル事項

第九條 厚生省ニ勤勞局參與十五人以内ヲ置キ勤勞局ノ局務ニ參與セシム

勤勞局參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生書記官ハ專任十九人ヲ以テ定員トス

第十一條 厚生省ニ事務官專任二十二二人及理事官專任十六人ヲ置ク奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 厚生省ニ技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十三條 厚生省ニ技師專任四十人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 厚生省ニ體育官專任六人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ體育訓練ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 厚生省ニ敎護官專任一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ少年敎護ノ指導監督ヲ掌ル

第十六條 厚生屬ハ專任百七十六人ヲ以テ定員トス

第十七條 厚生省ニ技手專任二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十八條 厚生省ニ體育官補專任五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ體育訓練ニ關スル事務ニ從事ス

第十九條 厚生省ニ勞務監督官ヲ置キ書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

勞務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令（船員ニ關スルモノヲ除ク）、工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齡法、退職積立金及退職手當法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事務並ニ勞働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十條 厚生省ニ勞務監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

勞務監督官補へ上官ノ指揮ヲ受ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令（船員ニ關スルモノヲ除ク）工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齡法、退職積立金及退職手當法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事務並ニ勞働爭議調停ニ關スル事務ニ從事ス

第二十一條 厚生省ニ職業官ヲ置キ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 厚生省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗ニ著シキ者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社會局官制ハ之ヲ廢止ス

附 則 （昭和十六年一月勅令第二九號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年勅令第二百五十七號及同年勅令第六百六十七號ハ之ヲ廢止ス

附 則 （昭和十七年五月勅令等五四一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生部内臨時職員等設置制第五條ノ三ヲ削ル

附 則 （昭和十七年十一月、勅令第七六〇號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保險院官制ハ之ヲ廢止ス

厚生部内臨時職員等設置制(抄) (昭和十三年一月十一日) (勅令 第八號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百六十一號

第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勤勞局ニ屬セシム

一 賃金ノ統制ニ關スル事務ニ從事スルモノ

書記官 專任一人

事務官 專任一人

技師 專任三人

屬手 專任十人

二 重要事業場勞務管理令施行其ノ他工場事業場ニ於ケル勤勞管理ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任二人

勞務官 專任十三人 奏任 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師 專任二人

屬手 專任二十五人

前項ノ職員ノ外重要事業場勞務管理令施行其ノ他工場事業場ニ於ケル勞務管理ニ關スル事務ニ從事セシムル爲厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ勞務官ヲ命ズルコトヲ得

勞務官ハ上官ノ命ヲ承ケ重要事業場勞務管理令施行其ノ他工場事業場ニ於ケル勞務管理ニ關スル事務ヲ掌ル

三、工場事業場ニ於ケル作業能率ニ關スル事務ニ從事スル者

技師 專任一人

技手 專任一人

四 工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

技師 專任二人

屬手 專任三人

五 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任三人

屬 專任六人

技手

六 學校卒業者使用制限令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任一人

屬 專任二人

技手

七 國民職業能力申告令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任二人

屬 專任四人

技手

八 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任一人

技師 專任一人

屬 專任六人

九 勞務動員實施計畫施行ニ關スル事務ニ従事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任二人

理事官 專任一人

技師 專任一人

屬 專任十六人

技手

十 勞務調整令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

屬 專任三人

十一 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ従事スル者

理事官 專任一人

技師 專任一人

屬
技 手
專任六人

第六條 厚生大臣へ必要ト認ムル地ニ勞務官事務所及其出張所ヲ設ケ重要事業場勞務管理令施行ニ關スル厚生省ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
勞務官事務所長及勞務官事務所出張所長ハ勞務官ヲ以テ之ニ充ツ

厚生省分課規程 (抄)

(昭和十三年一月十一日
厚生省訓令第一號)

改正 昭和十七年十一月一日

勤勞局

庶務課

- 一 國民動員計畫ノ實施ノ總括ニ關スル事項
- 一 一般勤勞政策ニ關スル事項
- 一 産業報國運動ノ指導ノ總括ニ關スル事項
- 一 勞資一體ノ保持ニ關スル事項
- 一 重要事業場勞務管理令施行ノ總括ニ關スル事項
- 一 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 勞務官事務所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 職事適性及勞務動態ノ調査ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル勤勞ニ關スル事項

動員課

- 一 國民徵用ニ關スル事項
- 一 國民勤勞報國協力令ノ施行ニ關スル事項
- 一 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 一 國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル事項
- 一 學校卒業者使用制限令ノ施行ニ關スル事項

配置課

- 一 職業紹介法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞務調整令ノ施行ニ關スル事項
- 一 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 一 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
- 一 國民勤勞訓練所ニ關スル事項

管理課

- 一 工場法ノ施行ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク
- 一 工場勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項

- 一 勞働者災害扶助法ノ施行ニ關スル事項
- 一 鑛夫ニ關スル事項
- 一 鑛業、砂鑛業ノ勤勞衛生ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク
- 一 汽罐取締令ノ施行ニ關スル事項
- 一 商店法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勤勞者ノ厚生ニ關スル事項
- 一 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 一 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 一 技術者檢定及技能檢査ニ關スル事項
- 一 其ノ他勤勞力ノ保全增強及能率増進ニ關スル事項

給與課

- 一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項
- 一 退職積立金及退職手當法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勤勞者ノ生計調査ニ關スル事項

警視廳官制 (抄)

(大正二年六月十三日
勅令第四百四十九號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百六十八號

第一條 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

警視總監	勅任
官房主事	專任一人 奏任
部長	專任六人 奏任
事務官	專任十三人 奏任
警視	專任七十九人 奏任
消防司令	專任十一人 奏任
職業官	專任九人 奏任
技師	專任十八人 奏任
警部	專任百五十四人 判任
屬部	專任二百六十人 判任

消防士	專任四十五人 判任
消防機關士	專任十五人 判任
職業官補	專任八十七人 判任
技手	專任二十五人 判任
通譯	專任二人 判任
警部補	判任
消防士補	判任
消防機關士補	判任

警部補、消防士補及消防機關士補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ警視總監之ヲ定ム

第一條ノ二 前條ノ定員外ニ於テ警視廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

事務官	專任一人
技師	專任二十九人以內
屬手	專任四百三十六人以內

第三條 警視總監ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防事務、工場法施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事務、賃金臨時措置令施行ニ關スル事務(船員ニ關スルモノ竝ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事務、退職金審査會ニ關スル事務、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事務、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事務、商店法施行ニ關スル事務、労働爭議調停ニ關スル事務、健康保險法施行ニ關スル事務、職員健康保險法施行ニ關スル事務、船員保險法施行ニ關スル事務(船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)及昭和十五年勅令第三百六十七號ニ依リ警視總監ノ權限ニ屬セシメタル事項、労働者年金保險法施行ニ關スル事務、電力調整令施行ニ關スル事務、自動車交通事業法施行ニ關スル事務、陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ關スル事務(小運送業者ノ營ム陸上小運搬業ニ關スルモノヲ除ク)、職業紹介法施行ニ關スル事務、國民勞務手帳法施行ニ關スル事務、國民職業能力申告

令施行ニ關スル事務、國民徵用令施行ニ關スル事務(國民徵用扶助援護ニ關スル事務ヲ除ク)勞務調整令施行ニ關スル事務、國民勤勞報國協力令施行ニ關スル事務竝ニ石油ノ消費規正ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ受ク

第十二條 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

警務部

- 一 警務ニ關スル事項
- 二 防空ニ關スル事項

特別高等警察部

- 一 特別高等警察及外事警察ニ關スル事項
- 二 労働爭議調停ニ關スル事項

刑事部

- 一 刑事ニ關スル事項

保安部

- 一 建築警察、風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項

- 二 營業警察及交通警察等ニ關スル事項
- 三 工場法施行ニ關スル事項
- 四 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事項
- 五 賃金臨時措置令施行ニ關スル事項（船員ニ關スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク）
- 六 工場就業時間制限令施行ニ關スル事項
- 七 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事項
- 八 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場労働者最低年齢法施行ニ關スル事項
- 九 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項
- 十 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 十一 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 十二 商店法施行ニ關スル事項
- 十三 健康保險法施行ニ關スル事項

十四 職員健康保險法施行ニ關スル事項

- 十五 船員保險法施行ニ關スル事項（船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク）及昭和十五年勅令第三百六十七號ニ依リ警視總監ノ權限ニ屬セシメタル

事項

- 十六 労働者年金保險法施行ニ關スル事項
- 十七 電力調整令施行ニ關スル事項
- 十八 自動車交通事業法施行ニ關スル事項
- 十九 陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ關スル事項（小運送業者ノ營ム陸上小運搬業ニ關スルモノヲ除ク）
- 二十 職業紹介法施行ニ關スル事項
- 二十一 國民勞務手帳法施行ニ關スル事項
- 二十二 國民職業能力申告令施行ニ關スル事項
- 二十三 國民徵用令施行ニ關スル事項（國民徵用扶助援護ニ關スルモノヲ除ク）
- 二十四 勞務調整令施行ニ關スル事項

二十五 國民勤勞報國協力令施行ニ關スル事項

經濟警察部

一 經濟統制ニ伴フ警察ニ關スル事項

二 石油ノ消費規正ニ關スル事項

消防部

一 水火消防ニ關スル事項

第十七條ノ二 職業官ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ヲ掌ル

第二十二條ノ二 職業官補ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ニ

従事ス

第三十五條 警視廳管内ニ國民職業指導所ヲ置ク其ノ位置、名稱、管轄區域、事務取扱範圍及

職員ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

國民職業指導所長ハ職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ、警視總監ノ指揮監督ヲ承ケ左ニ掲

グル事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

一 職業紹介事業其ノ他職業紹介ニ關スル事項

二 職業轉換ノ指導ニ關スル事項

三 國民勞務手帳ニ關スル事項

四 國民職業能力ノ登録ニ關スル事項

五 國民徵用ニ關スル事項

六 勞務調整ニ關スル事項

七 國民勤勞報國協力ニ關スル事項

警視總監必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ國民職業指導所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

國民職業指導所出張所長ハ職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ警視總監ノ

定ムル所ニ依リ出張所所管ノ事務ヲ處理ス

國民職業指導所ニ置クベキ聯絡委員ノ定數ハ警視總監之ヲ定ム

聯絡委員ノ選任及解任ハ警視總監之ヲ行フ

聯絡委員ハ國民職業指導所長ノ指揮監督ヲ承ケ國民職業指導所ノ業務ヲ補助ス

國民職業指導所ハ職業紹介法第四條ノ職業紹介所トス

北海道廳官制 (抄)

(大正二年六月十三日 勅令第百五十號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百六十八號

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	勅任
官房長	專任一人 奏任
部長	專任一人 奏任
事務官	專任四一人 奏任
視學官	專任二十三一人 奏任
教學官	專任一人 奏任
警視	專任一人 奏任
小作官	專任十八一人 奏任
職業官	專任一人 奏任
技師	專任七一人 奏任
	專任二十一一人 奏任

視學	專任十一人 判任
屬	專任二百三人 判任
祭務官補	專任一人 判任
警部	專任七十一人 判任
小作官補	專任一人 判任
職業官補	專任三十六人 判任
技手	專任六十五人 判任
通譯	專任二人 判任
警部補	判任

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ北海道廳長官之ヲ定ム

第十條 北海道廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

内政部
經濟部
振興部

警察部

第十二條 内政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 神社ニ關スル事項
- 二 教育學藝ニ關スル事項
- 三 宗教ニ關スル事項
- 四 議員選舉ニ關スル事項
- 五 支廳及市町村其ノ他公共團體ニ關スル事項
- 六 兵事ニ關スル事項
- 七 國民貯蓄ノ獎勵ニ關スル事項
- 八 社會事業ニ關スル事項
- 九 移植民ニ關スル事項
- 十 地代家賃統制令施行ニ關スル事項
- 十一 國民徵用扶助援護ニ關スル事項
- 十二 衛生ニ關スル事項

- 十三 國民體力法施行ニ關スル事項
 - 十四 國民健康保險法施行ニ關スル事項
 - 十五 史蹟名勝天然記念物ニ關スル事項
 - 十六 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農工商ニ關スル事務
 - 二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項
 - 三 水産魚獵ニ關スル事項
 - 四 度量衡ニ關スル事項
- 振興部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 土木ニ關スル事項
 - 二 水陸運輸ニ關スル事項
 - 三 水面埋立ニ關スル事項
 - 四 殖民地ノ選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項

- 五 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項
 - 六 地籍ニ關スル事項
 - 七 官有地管理ニ關スル事項
 - 八 土地收用ニ關スル事項
 - 九 森林原野ニ關スル事項
- 警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察ニ關スル事項
 - 二 防空ニ關スル事項
 - 三 工場法施行ニ關スル事項
 - 四 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事項
 - 五 賃金臨時措置令施行ニ關スル事項（船員ニ關スルモノ竝ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク）
 - 六 工場就業時間制限令施行ニ關スル事項
 - 七 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事項

- 八 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事項
- 九 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項
- 十 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 十一 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 十二 商店法施行ニ關スル事項
- 十三 労働争議調停ニ關スル事項
- 十四 健康保險法施行ニ關スル事項
- 十五 職員健康保險法施行ニ關スル事項
- 十六 船員保險法施行ニ關スル事項（船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク）及昭和十五年勅令第三百六十七號ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタル事項
- 十七 労働者年金保險法施行ニ關スル事項
- 十八 電力調整令施行ニ關スル事項

- 十九 自動車交通事業法施行ニ關スル事項
- 二十 陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ關スル事項（小運送業者ノ營ム陸上小運搬業ニ關スルモノヲ除ク）
- 二十一 石油ノ消費規正ニ關スル事項
- 二十二 職業紹介法施行ニ關スル事項
- 二十三 國民勞務手帳法施行ニ關スル事項
- 二十四 國民職業能力申告令施行ニ關スル事項
- 二十五 國民徵用令施行ニ關スル事項（國民徵用扶助援護ニ關スルモノヲ除ク）
- 二十六 勞務調整令施行ニ關スル事項
- 二十七 國民勤勞報國協力令施行ニ關スル事項
- 第二十四條ノ三 職業官ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ヲ掌ル
- 第二十九條ノ六 職業官補ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ニ從事ス
- 第三十八條 北海道廳管内ニ國民職業指導所ヲ置ク其ノ位置、名稱、管轄區域、事務取扱範圍

及職員ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

國民職業指導所長ハ職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ左ニ掲グル事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

- 一 職業紹介事業其ノ他職業紹介ニ關スル事項
 - 二 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
 - 三 國民勞務手帳ニ關スル事項
 - 四 國民職業能力ノ登録ニ關スル事項
 - 五 國民徵用ニ關スル事項
 - 六 勞務調整ニ關スル事項
 - 七 國民勤勞報國協力ニ關スル事項
- 長官必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ國民職業指導所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得
- 國民職業指導所出張所長ハ職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ長官ノ定ムル所ニ依リ出張所所管ノ事務ヲ處理ス

國民職業指導所ニ置クベキ聯絡委員ノ定數ハ長官之ヲ定ム
 聯絡委員ノ選任及解任ハ長官之ヲ行フ
 聯絡委員ハ國民職業指導所長ノ指揮監督ヲ承ケ國民職業指導所ノ業務ヲ補助ス
 國民職業指導所ハ職業紹介法第四條ノ職業紹介所トス

地方官官制

(大正十五年六月四日
勅令第四百四十七號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百六十八號

第一條 府縣ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

知事	勅任
官房長	奏任
部長	奏任
地方事務官	專任八百十五人
地方祭務官	專任十人
地方視學官	專任四十六人
地方教學官	專任五人
地方警視	專任三百三十四人
地方小作官	專任三十五人
地方職業官	專任百三十三人

地方技師 專任四百十人 奏任
視學 專任三十四人 判任
屬 專任三千七百八十三人 判任

八五八

祭務官補 專任三十七人 判任
警部 專任千二百八十七人 判任
小作官補 專任二十九人 判任
職業官補 專任八百三十五人 判任
技手 專任八百一十二人 判任
通譯 專任六人 判任
警部補 判任

官房長ハ各府縣專任一人、部長ハ各府縣ヲ通ジテ專任百二十七人ヲ以テ定員トス
警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ知事之ヲ定ム

第二條 前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官 專任千六十二人以内

地方技師 專任三千九百八十八人以内

視學 專任三百五十人以内

屬手 專任二萬九千七百三十七人以内

第三條 知事、官房長、部長及警部補ヲ除クノ外第一條ノ職員並ニ前條職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 大正九年勅令第二百六十九號第一條ノ規定ニ依リ俸給最定額ヨリ低キ俸給ヲ受クル地方技師及技手ニシテ他ノ職務ニ從事スル者ノ員數ハ主トシテ從事スル職務ノ職員ノ定員ノ内トシ其ノ他ノ職員ノ定員ノ外トス

第五條 知事ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理ス

第六條 知事ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ府縣令ヲ發スルコトヲ得

第七條 知事ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移

八五九

牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得但シ東京府知事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八條 知事ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

東京府知事ハ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ警察署長ヲ指揮監督ス

第九條 知事ハ支廳長又ハ警察署長ノ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

知事ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ市町村長ヲ指揮監督シ其ノ處分ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第十條 知事事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

知事及部長共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ知事ノ職務ヲ代理セ

シム

知事ハ府縣ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十一條 知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支廳長、警察署長又ハ市町村長ニ委任スルコ

トヲ得

第十二條 各府縣ニ知事官房及左ノ二部ヲ置ク但シ東京府ニハ警察部ヲ置カス

内政部

警察部

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部、土木部又ハ衛生部ヲ置クコトヲ得

第十三條 知事官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 官印府縣印ノ管守ニ關スル事項

三 褒賞ニ關スル事項

四 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項

五 統計ニ關スル事項

六 會計ニ關スル事項

七 府縣ノ行政ニ關スル事項

第十四條 内政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 神社ニ關スル事項

二 教育學藝ニ關スル事項

- 三 宗教ニ關スル事項
- 四 議員選舉ニ關スル事項
- 五 市町村其ノ他公共團體ノ行政ノ監督ニ關スル事項
- 六 兵事ニ關スル事項
- 七 國民貯蓄ノ獎勵ニ關スル事項
- 八 社會事業ニ關スル事項
- 九 移植民ニ關スル事項
- 十 地代家賃統制令施行ニ關スル事項
- 十一 國民徵用扶助援護ニ關スル事項
- 十二 衛生ニ關スル事項
- 十三 國民體力法施行ニ關スル事項
- 十四 國民健康保險法施行ニ關スル事項
- 十五 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項
- 十六 農工商森林水産ニ關スル事項

- 十七 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項
 - 十八 度量衡ニ關スル事項
 - 十九 土木ニ關スル事項
 - 二十 土地收用ニ關スル事項
 - 二十一 水陸運輸ニ關スル事項
 - 二十二 水面埋立ニ關スル事項
 - 二十三 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 東京府ノ内政部ニ於テハ前項ノ外防空ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十五條 警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察ニ關スル事項
 - 二 防空ニ關スル事項
 - 三 工場法施行ニ關スル事項
 - 四 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事項
 - 五 賃金臨時措置令施行ニ關スル事項（船員ニ關スルモノ竝ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ

除ク)

- 六 工場就業時間制限令施行ニ關スル事項
- 七 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事項
- 八 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事項
- 九 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項
- 十 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 十一 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 十二 商店法施行ニ關スル事項
- 十三 労働争議調停ニ關スル事項
- 十四 健康保險法施行ニ關スル事項
- 十五 職員健康保險法施行ニ關スル事項
- 十六 船員保險法施行ニ關スル事項 (船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク) 及昭和十五年勅令第三百六十七號ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタル事項

- 十七 労働者年金保險法施行ニ關スル事項
- 十八 電力調整令施行ニ關スル事項
- 十九 自動車交通事業法施行ニ關スル事項
- 二十 陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ關スル事項 (小運送業者ノ營ム陸上小運搬業ニ關スルモノヲ除ク)
- 二十一 石油ノ消費規正ニ關スル事項
- 二十二 職業紹介法施行ニ關スル事項
- 二十三 國民勞務手帳法施行ニ關スル事項
- 二十四 國民職業能力申告令施行ニ關スル事項
- 二十五 國民徵用令施行ニ關スル事項 (國民徵用扶助援護ニ關スルモノヲ除ク)
- 二十六 勞務調整令施行ニ關スル事項
- 二十七 國民勤勞報國協力令施行ニ關スル事項
- 第十六條 知事ハ警察部ニ於テ健康保險ニ關スル會計事務、職員健康保險ニ關スル會計事務、船員保險ニ關スル會計事務及労働者災害扶助責任保險ニ關スル會計事務ノ一部又ハ全部ヲ掌

ヲシムルコトヲ得

第十七條 經濟部ニ於テハ第十四條第十六號乃至第二十二號ノ事務ヲ掌ル但シ土木部ヲ置ク府縣ノ經濟部ニ於テハ同條第十六號乃至第十八號ノ事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ第十四條第十九號乃至第二十二號ノ事務ヲ掌ル

衛生部ニ於テハ第十四條第十二號ノ事務ヲ掌ル

第十八條 土木及衛生部ノ部長ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十八條ノ二 官房長ハ知事ノ命ヲ承ケ知事官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

部長ハ知事ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十九條 官房長又ハ部長事故アルトキハ知事ニ於テ府縣官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第二十條 警察部長ハ警察事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ地方警視、警部、警部補及巡查ヲ

指揮監督ス

第二十一條 知事ハ知事官房及各部ニ分課ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 地方事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第二十二條ノ二 地方祭務官ハ上官ノ命ヲ承ケ神社ノ祭祀ニ關スルコトヲ掌ル

第二十二條ノ三 地方視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十二條ノ四 地方教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學ノ刷新振興ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十三條 地方警視ハ警察部ニ屬シ又ハ内務大臣ノ指定シタル警察署ノ署長ト爲リ上官ノ指

揮ヲ承ケ其ノ部署ノ事務ヲ掌理ス

警察部ニ屬スル地方警視ハ警察事務ノ執行ニ關シ上官ノ指揮ヲ承ケ警部、警部補及巡查ヲ指

揮監督ス

第二十四條 地方小作官ハ上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關ス

ル事務ヲ掌ル

第二十四條ノ二 地方職業官ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ヲ

掌ル

第二十五條 地方技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十六條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル庶務ニ從事ス

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十七條ノ二 祭務官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ神社ノ祭祀ニ關スルコトニ從事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察、衛生、徵發及召集ニ關スル事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 小作官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ從事ス

第二十九條ノ二 職業官補ハ國民職業指導所ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ國民職業指導所ノ事務ニ從事ス

第三十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第三十一條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス

第三十二條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察、衛生、徵發及召集ニ關スル事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第三十二條ノ二 各府縣ニ青年教育官ヲ置クコトヲ得

青年教育官ハ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ青年學校教育其ノ他社會教育ニ關スル視察指導其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第三十二條ノ三 各府縣ニ産業組合監督官ヲ置クコトヲ得

産業組合監督官ハ地方事務官又ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ産業組合ノ監督ニ

關スル事務ヲ掌ル

第三十三條 各府縣ニ工業組合監督官及工業組合監督官補ヲ置クコトヲ得

工業組合監督官ハ地方事務官又ハ地方技師ヲ以テ、工業組合監督官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ工業組合法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第三十四條 各府縣ニ商業組合監督官及商業組合監督官補ヲ置クコトヲ得

商業組合監督官ハ地方事務官ヲ以テ、商業組合監督官補ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ商業組合法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第三十四條ノ二 各府縣ニ貿易組合監督官及貿易組合監督官補ヲ置クコトヲ得

貿易組合監督官ハ地方事務官ヲ以テ、貿易組合監督官補ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ貿易組合法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第三十五條 東京府ヲ除クノ外各府縣ニ勞務監督官及勞務監督官補ヲ置クコトヲ得
勞務監督官ハ地方事務官、地方勞務官又ハ地方技師ヲ以テ、勞務監督官補ハ屬又ハ技手ヲ以

テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行、賃金臨時措置令施行(船員ニ關スルモノ竝ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場労働者最低年齢法施行、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行、商店法施行竝ニ労働爭議調停ニ關スル事務ニ従事ス

第三十六條 東京府ヲ除クノ外各府縣ニ建築監督官及建築監督官補ヲ置クコトヲ得

建築監督官ハ地方事務官、地方警視又ハ地方技師ヲ以テ、建築監督官補ハ屬、警部、技手又ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ關スル事務ニ従事ス

第三十七條 (削除)

第三十八條 大阪府ニ監察官一人ヲ置キ警察部ニ屬スル地方警視ヲ以テ之ニ充ツ監察官ハ上官ノ命ヲ承ケ警察事務ノ實況ヲ監察ス

第三十九條 各府縣管内ニ警察署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ知事之ヲ定ム

第四十條 警察署長ハ地方警視ヲ以テ充ツル場合ヲ除クノ外警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀

況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察、衛生、徵發及召集ニ關スル事務(市ニ於ケル徵發及召集ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第四十一條 警察署長ハ徵發及召集ニ關スル事務ニ付部内ノ町村長ヲ指揮監督ス

第四十二條 各府縣ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第四十二條ノ二 府縣ノ事務(支廳ノ管轄區域及市ノ區域ニ係ルモノヲ除ク)ノ一部ヲ分掌セシムル爲各府縣管内須要ノ地ニ地方事務所ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第四十二條ノ三 地方事務所長ハ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮ヲ承ケ其ノ定ムル所ニ依リ地方事務所主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第四十三條 島地其ノ他交通不使ノ地ニ府縣支廳ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

知事必要アリト認ムルトキハ支廳出張所ヲ置クコトヲ得

第四十四條 支廳長ハ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ知事ノ定ムル所ニ依リ出張所主管ノ事務ヲ處理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第四十五條 支廳長ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ町村長ヲ指揮監督ス

第四十六條 支廳長ハ町村長ノ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ、又ハ停止スルコトヲ得

第四十七條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第四十八條 支廳長ハ其ノ廳勤務ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第四十八條ノ二 内務大臣ハ健康保險ニ關スル事務、職員健康法ニ關スル事務、船員保障ニ關スル事務(船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)及勞働年金保險ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲ニ必要ニ應ジ府縣出張所ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

出張所長ハ地方事務官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ所主管ノ事務ヲ掌理シ部

下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第四十八條ノ三 各府縣管内ニ國民職業指導所ヲ置ク其ノ位置、名稱、管轄區域、事務取扱範圍及職員ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

國民職業指導所長ハ地方職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮監督ヲ承ケ左ニ掲グル事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

一 職業紹介事業其ノ他職業紹介ニ關スル事項

二 職業轉換ノ指導ニ關スル事項

三 國民勞務手帳ニ關スル事項

四 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項

五 國民徵用ニ關スル事項

六 勞務調整ニ關スル事項

七 國民勤勞報國協力ニ關スル事項

知事必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ國民職業指導所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

國民職業指導所長ハ地方職業官又ハ職業官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ知事ノ定ムル所ニ依リ出張所所管ノ事務ヲ處理ス

國民職業指導所ニ置クベキ聯絡委員ノ定數ハ知事之ヲ定ム

聯絡委員ノ選任及解任ハ知事之ヲ行フ

聯絡委員ハ國民職業指導所長ノ指揮監督ヲ承ケ國民職業指導所ノ業務ヲ補助ス

國民職業指導所ハ職業紹介法第四條ノ職業紹介所トス

第四十九條 本令中市長トアルハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區長ヲ、町村長トアルハ之ニ準スヘキモノヲ包含ス

廳府縣臨時職員等設置制 (抄)

(昭和十一年八月二十九日 勅令第二百八十五號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百六十八號

第一條 警視廳及北海道廳並ニ府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

警視廳

職業官

專任七人

職業官補

專任四百八十五人

北海道廳

職業官

專任三人

職業官補

專任百九十三人

府縣

地方職業官

專任七十九人

職業官補

專任三千二百四人

前項ノ職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

樺太廳國民職業指導所官制

(昭和十四年十二月十三日
勅令第八百三十七號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第八百三十七號

第一條 樺太廳國民職業指導所ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル

一 職業紹介事業其ノ他職業紹介ニ關スル事項

二 職業轉換ノ指導ニ關スル事項

三 國民勞務手帳ニ關スル事項

四 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項

四 國民徵用ニ關スル事項

六 勞務調整ニ關スル事項

七 國民勤勞報國協力ニ關スル事項

國民職業指導所ハ職業紹介法第四條ノ職業紹介所トス

第二條 國民職業指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

書記 專任六人 判任

所長ハ樺太廳高等官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ樺太廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第四條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第五條 國民職業指導所ノ名稱、位置及管轄區域ハ樺太廳官之ヲ定ム

第六條 國民職業指導所長ハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ警察署長ヲシテ主管事務ノ一部ヲ分

掌セシムルコトヲ得

第七條 國民職業指導所ニ置クベキ聯絡委員ノ定數ハ樺太廳長官之ヲ定ム

聯絡委員ノ選任及解任ハ樺太廳長官之ヲ行フ

聯絡委員ノ職務執行ニ關シテハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ樺太廳職業紹介所書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ樺太廳國民職業指導所書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ樺太廳職業紹介所書記ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ
休職ノ儘樺太廳國民職業指導所書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

國民職業指導所監查規程

(昭和十七年二月六日
厚生省訓令第一號)

北海道廳 府縣

國民職業指導所

第一條 國民職業指導所ノ官紀ノ振肅、業務ノ適正ヲ期スル爲地方長官ハ本規程ニ依リ國民職業指導所ノ監查ヲ實施ス

第二條 監查ハ學務部長ヲ其ノ主任官トシ職業主管課長之ヲ補佐スルモノトス

第三條 地方長官ハ學務部職業主管課員中ニ若干名ノ監查擔任者ヲ定ムベシ

第四條 監查ハ綜合監查及隨時監查トス

第五條 地方長官ハ監查主任官ヲシテ管内ノ各國民職業指導所ニ付毎年一回以上綜合監查ヲ實施セシムベシ

第六條 地方長官必要アリト認ムルトキハ監查主任官ヲシテ管内ノ國民職業指導所ノ隨時監查ヲ實施セシムベシ

地方長官ハ所屬官吏ヲ國民職業指導所ニ出張セシメタルトキハ其ノ者ヲシテ其ノ擔任事務ニ

關シ隨時監査ヲ實施セシムルコトヲ得

八八〇

第七條 綜合監査ニ於テ監査スベキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 所長ノ業務運營ノ方針
- 二 職員ノ性格、素行、態度
- 三 職員相互ノ關係
- 四 職員ノ勤怠狀況
- 五 職員ノ民間ニ對スル應對ノ狀況
- 六 職員ノ美事 善行其ノ他賞揚スベキ事項
- 七 職員ノ非行其ノ他戒飭スベキ事項
- 八 町村其ノ他ノ官公署下ノ聯絡狀況
- 九 職員ノ指導教養ノ狀況
- 十 管内勞務需給ノ狀況
- 十一 業務成績ノ良否及其ノ事由
- 十二 文書、簿冊等ノ整否

十三 豫算ノ經理狀況

十四 廳舎ノ維持管理ノ狀況

十五 關係團體ノ指導、運營及經理ノ狀況

十六 其ノ他監査上必要ナル事項

第八條 隨時監査ニ於テ監査スベキ事項ハ其ノ都度地方長官之ヲ定ムルモノトス

第九條 監査主任官綜合監査ヲ實施シタルトキハ様式第一號ニ依リ地方長官ニ其ノ狀況ヲ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ基キ國民職業指導所長ニ様式第二號ニ依リ其ノ注意スベキ事項ヲ示達スベシ

國民職業指導所長前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ必要ナル措置ヲ爲シ其ノ狀況ヲ十日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第十條 國民職業指導所ニハ様式第三號ニ依リ監査簿ヲ備付クベシ

隨時監査ヲ實施シタル者ハ其ノ所見ヲ前項ノ監査簿ニ記載スベシ

前項ノ監査ニ關スル所見ノ記載アリタルトキハ國民職業指導所長ハ必要ナル措置ヲ爲シ遲滯

八八一

ナク其ノ狀況ヲ記載スベシ

第十一條 地方長官ハ隨時監査ヲ實施セシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ國民職業指導所長ニ其ノ注意スベキ事項ヲ示達スベシ

第九條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 地方長官ハ監査ノ狀況ニ付様式第四號ニ依リ毎年二回四月十日及十月十日迄ニ報告スベシ

第十三條 地方長官ハ管内ノ國民職業指導所長ノ考課表ヲ作成スベシ

國民職業指導所長ハ其ノ所員ノ考課表ヲ作成スベシ

前二項ノ考課表ハ様式第五號ニ依リ毎年三月三十一日現在ヲ以テ作成スルモノトス

第十四條 國民職業指導所長ハ前條第二項ノ規定ニ依リ作成シタル考課表ノ副本ヲ四月十五日迄ニ地方長官ニ進達スベシ

地方長官ハ國民職業指導所長並ニ所員タル職業主事及職業技師ノ考課表ノ副本ヲ四月末日迄ニ厚生大臣ニ進達スベシ

(様式略ス)

厚生省勞務官等ノ特別任用ニ關スル件

(昭和十六年一月十五日
勅令第四十七號)

改正 昭和十七年十一月一日 勅令第七百七十三號

厚生省勞務官、警視廳勞務官、北海道廳勞務官及地方勞務官並ニ警視廳職業官、北海道廳職業官及地方職業官ハ各其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十七年十一月 勅令第七百七十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介委員會官制

(昭和十三年六月二十九日)
勅令第四百五十三號

改正 昭和十六年一月九日勅令第三十二號(イ) 昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(ろ)

八八四

第一條 職業紹介委員會ハ中央職業紹介委員會及道府縣職業紹介委員會トス

中央職業紹介委員會ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ監督ニ屬ス

委員會ハ職業紹介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス

委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス(イ)

委員會ハ職業紹介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央職業紹介委員會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

道府縣職業紹介委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央職業紹介委員會ノ會長ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以

テ之ニ充ツ

第五條 中央職業紹介委員會ノ委員ハ四十人以内トス(イ)

道府縣職業紹介委員會ノ委員ノ定數ハ厚生大臣之ヲ定ム

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 中央職業紹介委員會ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府縣職業紹介委員會ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

委員中ニハ使用者側ヲ代表シ得ル者及勞務者側ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フルコトヲ要ス

第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨
グズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央職業紹介委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ指名スル委員、道府縣職業紹介委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ道府縣職業紹介委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ書記ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年勅令第二百八十一號職業紹介委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十六年勅令第三十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

失業對策委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十七年十一月勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞務統制委員會官制

(昭和十六年九月二十二日
勅令第八百七十三號)

第一條 勞務統制委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ國民ノ徵用、學校卒業者使用ノ制限、青少年雇入ノ制限、國民職業能力申告及工場事業場技能者ノ養成其ノ他勞務ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ専門委員ヲ置クコトヲ得

厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ハ會長ノ命ヲ承ケ専門ノ事項ヲ調査ス

第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ定ム

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場、事業場技能者養成委員會官制及青少年雇人制限委員會官制ハ之ヲ廢止ス

國民勞務手帳審査會官制

(昭和十六年六月十一日
勅令第七百六號)

改正 昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(イ)

第一條 國民勞務手帳審査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ國民勞務手帳法第七條第二項ノ規定ニ依ル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ諮問ニ應ジテ國民勞務手帳ノ返還ニ關スル事項ヲ審査ス

第二條 國民勞務手帳審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 國民勞務手帳審査會ハ會長一人及委員九人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ

ハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 國民勞務手帳審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 國民職業指導所長其ノ他ノ關係アル官吏又ハ待遇官吏ハ國民勞務手帳審査會ノ請求ニ

依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第八條 國民勞務手帳法第七條ノ規定ニ依ル申立人又ハ關係人ハ國民勞務手帳審査會ノ請求ニ

依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

許可認可等行政事務處理簡捷令

(昭和十六年十一月十五日)
(勅令第九百六十七號)

第一條 行政廳ハ許可認可等ノ申請アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ處理スベシ

第二條 國家總動員法(關東州國家總動員令昭和十三年勅令第三百十七號ヲ含ム)及閣令ヲ以テ指定スル法令ニ基キ許可、認可、免許又ハ承認ヲ要スル事項(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ付テハ處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由セズシテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ處分行政廳ニ於テ、處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由シテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ經由行政廳(經由行政廳ニ以上アルトキハ最下級經由行政廳)ニ於テ申請書ヲ受取リタル日ノ翌日より起算シ三十日以内ニ處分行政廳又ハ經由行政廳其ノ申請ニ關シ申請者(其ノ承繼人ヲ含ム以下同ジ)ニ對シ文書ニ依ル指令、照會又ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做ス處分行政廳又ハ經由行政廳照會ニ對スル文書ニ依ル回答ニ接シ又ハ文書ニ依ル通知ヲ發シタル日ノ翌日より起算シ三十日以内ニ其ノ申請ニ關シ文書ニ依ル指令、照會又ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

得

第三條 前條ノ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル處分ヲ爲スニ付關係行政廳間ノ協議(共管ノ場合ニ於ケル合議ヲ含ム以下同ジ)ヲ要スル場合(閣令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テ甲行政廳ノ協議ニ關スル文書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日より起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依ル照會又ハ回答(合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム)ニ接セザルトキハ甲行政廳ハ協議調ヒタルモノト看做スコトヲ得乙行政廳ヨリノ文書ニ依ル照會ニ對スル甲行政廳ノ回答書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日より起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依ル照會又ハ回答(合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム)ニ接セザルトキ亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四條 經由行政廳ハ第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受取リタル日ノ翌日より起算シ七日以内ニ(經由行政廳ニ於テ同期間内ニ申請者ニ對シ文書ニ依ル照會ヲ發シタルトキハ之ニ對スル文書ニ依ル回答ニ接シタル日ノ翌日より起算シ七日以内ニ)申請書ヲ處分行政廳又ハ上級經由行政廳ニ發送スベシ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請者ハ行政廳ニ於テ申請書又ハ照會ニ對スル回答書ヲ受取リタルコトノ證明及同條ノ規定ニ依リ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル證明ヲ受クルコトヲ得
前項ノ證明ニ關シテハ命令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令中第一條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ其ノ他ノ規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十七年一月一日ニ於テ又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行ノ際現ニ申請書ノ受取ラレアル事項ニ關シテハ同條乃至第四條ノ期間ノ起算日ガ昭和十七年一月一日前又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行前ナル場合ニ於テハ同條乃至第四條ノ期間ハ昭和十七年一月一日又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス

許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項ノ規定ヲ適用セザル事項ヲ定ム

ルノ件

(昭和十七年一月十二日
厚生省令 第二號)

- 一 學校卒業者使用制限令第二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項
- 二 國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項
- 三 勞務調整令第七條第二號ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項
- 四 勞務調整令施行規則第十一條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項
- 五 地代家賃統制令第四條第一項及第七條第一項又ハ第八條ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ事項

附 則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ適用ス